

経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 毛見竜 人伴一十四名

正議大夫一員 梁邦翰 人伴一十四名

都通事一員 鄭弘良 人伴八名

在船都通事二員 陳初源 孫自昌 人伴九名

在船使者四員 伊良頭<sup>①</sup> 馮士俊 毛綺文 趙世勳<sup>②</sup> 人伴一

十七名

存留通事一員 鄭職良 人伴七名

在船通事一員 梁邦基 人伴四名

管船火長・直庫四名 魏士哲 毛思恭 王可喜 丙超才

右の符文は都通事鄭弘良等に付し、此れに准ぜしむ

康熙十九年（一六八〇）九月三十日給す

符文

注\*この進貢については『清実録』康熙二十年十一月癸亥の条、十二月壬辰の条に記事がある。なお、毛見竜の家譜（『家譜（三）』八〇一頁）には中国滞在中の詳細な記事があるほか、この時の進貢船二隻は翌年の順風を得られず、二十一年五月に帰国した、とあ

る（注（1）伊良頭の譜も同じ。）（二〇〇七）参照。

（1）伊良頭 石原親雲上忠祐。一六二二—一七〇九年。首里伊氏（惣慶家）五世。この時の職名を小唐船才府と記す（『家譜（三）』三二頁）。

（2）趙世勳 与儀親雲上宗尊。この時の職名を官舎と記す（注（1）伊良頭の譜）。

（3）存留通事 『歴代宝案』第一集では康熙十九年以降の符文・執照に記載がみられる。進貢と接回のたびに久米村系の人一人が選ばれ、福建に渡ってここに滞在した（『家譜』の存する者について見る限り、進貢船で渡航した者は赴京した使節と共に接回船で、接回船で渡航した者は次の進貢船で帰国している）。

進貢船（存留通事は頭号船に乗船）においても接回船においても存留通事はその船の執照をあずかった。滞在中の身元保証の必要からであろう。人伴の数は四人ないし七人である。なお、順治年間および康熙初年にみられる存留在駅通事・留辺在駅通事・留辺通事は存留通事に同じと考えられる。

1-27-11

世子尚貞の、進貢と冊封使迎接のため耳目官毛文祥等を遣わす符文（一六八二、一〇、一二）

琉球国中山王世子尚（貞）、進貢、接封等の事の為にす。

聖旨の兩年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。査照するに、康熙二十一年（一六八二）は循期に該<sup>あた</sup>應る。擬するに合に進貢すべし。此の為に今、特に耳目官・正議大夫・都通事等の官の毛文祥・蔡国器・鄭永安・王可法等を遣わし、表・咨文を齎捧して前来し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領し、每船に上下の員役、接封の官伴共に二百二十四員名を均幫し、煎熟硫黄一万二千六百斤・紅銅三千斤・海螺殼三千個、正貢の外に特に加えたる磨刀石一百塊・罌屏紙一万張・蕉布一百匹等の方物を載運し、福建等処承宣布政使司に前来して投じて納進し、起送して京に赴き進奉する外、恭しく接封せしむ。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に符文を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第三十号半印勅合符文を給して都通事王可法等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 毛文祥 人伴一十三名

正議大夫一員 蔡国器 人伴一十三名

接封の正議大夫一員 鄭永安 人伴二十四名

都通事一員 王可法 人伴五名

在船都通事二員 阮起竜 梁珍材 人伴九名

在船使者四員 孝長安 蔡<sup>一</sup>壽 隆存仁 談作揖 人伴十六名

存留通事一員 蔡鐸 人伴五名

在船通事一員 林茂豊 人伴四名

管船火長・直庫四名 林正茂 毛金徳 馬施顧 衛法魯

右の符文は都通事王可法に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十一年（一六八二）十月十二日給す

注\*この進貢については「清実録」康熙二十二年十月丁巳の条に記事がある。

がある。

(1) 蔡壽 渡久地親雲上政包。一六四〇—一七〇八年。那霸蔡氏

(渡久地家)六世。この時の職名を大船官舎と記す(「家譜(四)」

二七一頁)。

1-27-12

国王尚貞の、謝恩のため法司王舅毛国珍等を遣わす符文

(一六八三、一一、二)

琉球国中山王尚(貞)、謝恩等の事の為にす。

今、特に法司王舅・紫金大夫・使者・都通事等の官の毛国珍・

王明佐を遣わし、表本を齎捧して官伴・水梢を率領し、海船一隻